

白豪主義の台頭・拡大と 日本人契約労働者

遠山嘉博

目次

- I はじめに
- II 白豪主義台頭の背景と拡大の過程
 - 1 ゴールドラッシュと世界最高の1人当たり国民所得
 - (1) ゴールドラッシュの到来
 - (2) 金輸出による巨大な富の蓄積
 - (3) 世界最高の1人当たり国民所得
 - 2 中国人の大量流入と中国人排斥法の広がり
 - (1) 中国人の大挙到来と彼らの異質性への反発
 - (2) 反中国人暴動の多発
 - (3) 中国人移住制限法の広がり
 - 3 植民地会議の開催と中国人移住制限法の統一化
 - (1) 第1回植民地会議の開催
 - (2) 第2回植民地会議の開催
 - (3) 第3回植民地会議の開催
- III 白豪政策拡大下のクイーンズランドおよび日本の対応
 - 1 クイーンズランドの独自の対応
 - (1) 白豪政策に対する基本姿勢
 - (2) 白豪主義からの離反的行動
 - (3) 白豪主義同調への路線転換
 - 2 日本の抗議とオーストラリア側の配慮
 - (1) 排日基準の人種から教育テストへの変更
 - (2) ナチュラル方式における採用言語の変更
- IV 白豪主義・白豪政策の展開と日豪経済関係への影響
 - 1 連邦の成立と白豪主義の確立
 - 2 白豪主義の日豪貿易への影響
 - (1) 日本の「日豪貿易への悪影響」の強調
 - (2) オーストラリアの対日「移民阻止・貿易促進」原則の貫徹
 - 3 白豪政策の日本人労働者への適用 (1) —— 真珠貝採取業者 ——
 - (1) 有色人契約労働排斥政策の唯一の例外
 - (2) 白人ダイバーによる代替の実験と失敗
 - 4 白豪政策の日本人労働者への適用 (2) —— 砂糖きび農場労働者 ——
 - (1) 政府の白人への代替促進政策
 - (2) 砂糖産業における労働組合運動の高まり
- V おわりに

I はじめに

オーストラリア北部各地への日本人労働者の進出は、1870年代に始まった。その際とられた契約労働制度は、雇用者にも被雇用者にも好都合に作用したが、その一方で、この政策に反対する声も時々あがった。一般のオーストラリア人は、富を求めてやってくる外国人がその土地の者よりも多くなった南アフリカの状態を避けたがった。また、彼らが享受していた高賃金の維持と失業の脅威の払拭を強く希求したからであった。

しかしながら、日本人の到来よりも先に、そしてはるかにより大規模に、この問題への対応をオーストラリア人に深刻に迫った事情が生じていた。1850年代のゴールドラッシュの発生に伴う中国人労働者の大量流入と定住化である。しかも、これへの対応は、単なる中国人排斥のみにとどまらず、有色人一般の排斥へと拡大し、また、初発のビクトリア植民地のみにとどまらず、オーストラリアの全植民地に広がっていったのである。そして、それはついに白豪主義の完成に至り、国是として確立したのである。本節ではこの過程を、とくに日本人契約労働者との関連において検討する。

II 白豪主義台頭の背景と拡大の過程

1 ゴールドラッシュと世界最高の1人当たり国民所得

(1) ゴールドラッシュの到来

オーストラリアにおけるゴールドラッシュは、1851年4月、ニューサウスウェールズ植民地のバサースト (Bathurst) 近郊で始まった。1851年1月、アメリカのカリフォルニアのゴールドラッシュから失意のうちにシドニーに帰国したエドワード・H・ハーグレイブズ (Edward H. Hargraves) は、ニューサウスウェールズの地質の特徴がカリフォルニアと近似していることから、金の存在を確信した。彼はその期待を友人、知

人に話した時に返された嘲笑を背に、1951年2月、単身バサーストに赴き、奥地の事情に詳しいリスター（Lister）なる男性を雇ってマクォーリー川（Macquarie River）の支流を遡り、その水源に彼が求める地形を発見した。そして、2月12日、そこで金をも発見したのである¹⁾。それはたちまちにしてシドニーを興奮の渦に巻き込み、多くの労働者たちを金鉱掘りに駆り立てた。

同じ1851年の8月に、T. ヒスコック（Hiscock）がビクトリアのバララット（Ballarat）で金鉱床を発見したというニュースが伝わるや、ゴールドラッシュの中心はメルボルンに移った。バララットやベンディゴ（Bendigo）では良質の金鉱床が多く発見され、ニューサウスウェールズの金鉱をはるかに上回る金産出をもたらした。農場や都市のすべての職業の労働者は、その仕事を放棄して金鉱に向かい、メルボルンとジーロングからは男性の半数が姿を消した²⁾。

1851年末には、オーストラリアでの金発見のニュースは世界中に広まり、イングランド、スコットランド、アイルランドから、ついで他のヨーロッパ諸国からも、多数の人々が金を求めてメルボルンにやってきた。また、1849年のカリフォルニアのゴールドラッシュから、多数のアメリカ人やオーストラリア人がメルボルンやシドニーに転じてきた。さらに、金鉱採掘業者は安価な中国人労働者に目をつけ、中国南部から大量の中国人が流入した。その結果、オーストラリアの人口は、ゴールドラッシュ開始期の1851年の約43万人から、ゴールドラッシュ終焉期の1861年には約3倍の115万人に急増した。この間ビクトリアの人口は、約77,000人から7倍強の54万人に増加した。1858年にビクトリアの金鉱人口は15万

1) Manning Clark, *A Short History of Australia*, New American Library, 1963, revised ed., 1969, p. 119（竹下美保子訳『オーストラリアの歴史』サイマル出版会、1978年、139ページ）。

2) *Ibid.*, p. 120（邦訳、140ページ）。

人を記録し、そのうち7～8万人はイギリスから来たが、中国人も約4万人を数えた。

なお、ついでながら、正直な金鉱労働者の自費渡航に対し犯罪者の官費輸送は妥当でないと、各植民地で流刑囚輸送停止の請願がなされた。その結果1853年8月には、オーストラリア東部植民地への流刑囚輸送は停止された¹⁾。

(2) 金輸出による巨大な富の蓄積

1851年から1860年のゴールドラッシュ期に、ビクトリアでは2,000万オンス(約622トン)の金が産出され、世界の総産出量の35%を占めた。また、ニューサウスウェールズでは200万オンス(約62.2トン)を産出した。この金の大量産出は、オーストラリア経済に「国際的リンクに依存した経済発展²⁾」をもたらし、巨大な富の蓄積に導いた。表4-1に明らかなように、ニューサウスウェールズの輸出は、1851年の180万ポンドから翌1852年には460万ポンドへ2.6倍増し、以後1950年代を通して年平均400万ポンド強の水準を保った。主な金鉱床があったビクトリアの輸出は、1851年の140万ポンドから翌1952年には750万ポンドへ5.4倍増し、1856年のピーク時には155万ポンドを記録した。ただ、両植民地とも、急激な人口増加に対応した生産増加は不可能であったから、輸出増を上回る輸入増が生じた。しかしながら、この巨大な富の増加によって、1860年までにオーストラリア人は、1人当たりの消費と生産の両面において、

1) *Ibid.*, pp. 123-24 (邦訳, 144-45 ページ)。オーストラリアへ送られた囚人の総数は、1850年から1868年の間に西オーストラリアへ送られた1万人を含め、約16万8千人に上った。

2) Brian Pinkstone, *Global Connections: A History of Exports and the Australian Economy*, Australian Government Publishing Service, 1992, p. 34。
同様に国際的結びつきに依存したオーストラリアの経済発展、とくに日本の需要に依存したそれは、1960年代後半以降にやってきた。これについては、第2, 3部で主要テーマとして論じる。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

表 4-1 ニューサウスウェールズおよびビクトリアの輸出と輸入 (1850-60 年)
(単位: 100 万ポンド)

暦年	ニューサウスウェールズ		ビクトリア	
	輸出	輸入	輸出	輸入
1850	1.4	1.3	1.0	1.7
1851	1.8	1.6	1.4	1.1
1852	4.6	1.9	7.5	4.1
1853	4.5	6.3	11.1	15.8
1854	4.1	6.0	11.8	17.7
1855	2.9	4.7	13.5	12.0
1856	3.4	5.5	15.5	15.1
1857	4.0	6.7	15.1	17.3
1858	4.2	6.1	14.0	15.1
1859	4.8	6.6	13.9	15.6
1860	5.1	7.5	13.0	15.1

(出所) Brian Pinkstone, *Global Connections*, AGPS, 1992, p. 332.

イギリスやアメリカを追い越して世界で最も富んだ国民となったのである¹⁾。

金発見のオーストラリア経済への影響は、金と羊毛という二つの国際貿易財生産部門と一つの非貿易財生産部門の3部門モデルによってよりよく明示される。表 4-2 にみられるように、金は 1851 年の最初の金発見から 20 年間、輸出の大宗としての地位を保った。1861 年の金、地金および金貨の輸出は 850 万ポンドで、輸出全体の半分近くを占めた。1860 年代後半におけるクイーンズランドでの新たな金鉱の発見は、ビクトリアの生産減少を補ったから、1860 年代を通して金輸出は 800 万ポンドから 1,000 万ポンドの水準を維持した。ただ、その後、発見される金の量および原始的な労働集約的方法による金生産の量はともに漸減していったから、1880 年代に金輸出は年平均 400 万ポンドから 500 万ポンド前後に低下した²⁾。総輸出の GDP に占める比率も、1860 年代には平均 27.3% であったが、

1) *Ibid.*

2) *Ibid.*, p. 36.

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

表 4-2 オーストラリアの主要商品別輸出 (1860-1900年)

(単位: 100万ポンド)

暦年	総計	羊毛	金 ⁽¹⁾	その他
1861	17.4	4.7	8.5	4.2
1862	18.1	5.0	9.3	3.8
1863	19.3	4.7	9.6	5.0
1864	19.0	6.1	8.6	4.3
1865	19.7	6.4	8.7	4.6
1866	19.0	6.8	8.6	3.6
1867	18.4	7.3	7.1	4.0
1868	21.7	8.7	9.8	3.2
1869	20.1	7.2	9.9	3.0
1870	18.0	6.3	7.9	3.8
1871	21.7	9.0	7.1	5.6
1872	22.5	9.5	7.4	5.6
1873	26.4	11.0	9.0	6.4
1874	25.7	12.2	7.2	6.3
1875	25.0	12.1	6.6	6.3
1876	23.5	12.3	5.1	6.1
1877	23.1	12.2	6.7	4.2
1878	23.8	12.4	5.6	5.8
1879	21.2	11.9	3.0	6.3
1880	27.3	14.1	4.4	8.8
1881	27.5	13.2	6.4	7.9
1882	27.3	13.8	5.2	8.3
1883	30.1	16.8	4.9	8.4
1884	28.7	16.5	2.3	9.9
1885	26.7	13.4	5.0	8.3
1886	21.7	12.6	3.0	6.1
1887	23.4	15.0	1.8	6.6
1888	28.9	15.8	4.7	8.4
1889	29.6	17.4	4.9	7.3
1890	29.3	16.0	4.4	8.9
1891	36.0	20.2	5.7	10.1
1892	33.4	19.4	4.1	9.9
1893	33.2	16.7	4.8	11.7
1894	32.1	15.0	5.5	11.6
1895	33.6	15.6	5.5	12.5
1896	33.0	15.4	6.4	11.2
1897	37.8	13.4	12.9	11.5
1898	40.2	14.0	13.5	12.7
1899	48.6	17.7	12.0	18.9
1900	46.0	13.1	13.7	19.2

(注) (1) 金地金および金貨

(出所) Pinkstone, *Global Connections*, 1992, p. 333.

1870年代には平均21.1%に低下し、1880年代には平均15.5%へとさらに低下していった¹⁾。ただこれは、ゴールドラッシュ時代に2倍以上になった人口の増加に伴い、経済成長の源泉が国内的要因へとシフトしたことによるものである。

(3) 世界最高の1人当たり国民所得

先にも触れたが、この期のオーストラリアの1人当たり国民所得は、先進国中群を抜いてのトップであった。表4-3は、クズネッツによる近代の成長開始期における先進諸国の1人当たり生産高の推計値であるが、オーストラリアはゴールドラッシュ後の10年間に、760米ドル(1965年表

表4-3 先進諸国の近代成長開始期における1人当たり生産高の想定近似値

	期間 ()は推測による	開始期の1人当たりGNP 1965年USドル表示
イギリス	1765-85	227
フランス	1831-40	242
ベルギー	(1865)	483
	(1831-40)	326
オランダ	(1865)	492
	(1831-40)	347
ドイツ ^b	1850-59	302
スイス	(1865)	529
デンマーク	1865-69	370
ノルウェー	1865-69	287
スウェーデン	1861-69	215
イタリア	1895-99	271
	1861-69	261
日本	1874-79	74
アメリカ	1834-43	474
カナダ	1870-74	508
オーストラリア	1900-04	930
	1861-69	760

(注) フランス、スウェーデンおよびオーストラリアの一人当たり生産高はGDPベース。

(出所) Simon Kuznets, *Economic Growth of Nations: Total Output and Production Structure*, Harvard University Press, 1971, p. 24, Table 2 (西川俊作・戸田泰訳『諸国民の経済成長: 総生産高および生産構造』ダイヤモンド社, 昭和52年, 27ページ, 表2)。

1) *Ibid.*, p. 43.

示) という高い値をマークしている。それより時期は若干古いが、イギリスは 227 ドル、アメリカは 474 ドルとはるかに低い。オーストラリア以外が一番高い国でも、スイスが 529 ドル、カナダが 508 ドルといった程度である。ここから、オーストラリアの水準がいかに高いかが明らかであるが、これはこの期に先立つゴールドラッシュと、その後の羊毛輸出によって実現されえたものなのである。

ただ、一言付言しておく、その後のオーストラリアの 1 人当たり GDP は国際ランキングで低落の一途を辿り、近年は OECD 諸國中 16、17 位と低迷している。日本は、クズネッツの推計では、明治維新直後でわずか 74 ドルと極端に低かったが、近年はつねに世界の最上位グループにある。この両国の対照的な動向とその原因については、第 3 部で検討する。

2 中国人の大量流入と中国人排斥法の広がり

(1) 中国人の大挙到来と彼らの異質性への反発

ゴールドラッシュはさまざまな生産要素に対する需要を喚起し、その結果、とくに金生産部門における利潤、賃金、物価の上昇をもたらした。そのうち最も重要なものは、賃金水準への影響である。

総名目賃金は、1850 年から 53 年の間に 3.5 倍以上となった。とくに採金鉱夫の賃金は全体として最も大きく上昇し、ビクトリアでは 1853 年までに 4.5 倍以上となった。ニューサウスウェールズでもビクトリアでも、小売り商人の賃金も大幅に上昇したが、他の一般労働者、羊飼い、女性召使いなどの賃金上昇は緩やかであった。その後、大量移民の流入によって賃金は急落に見舞われたが、それでも 1860 年の名目賃金は、1850 年水準の 70% 高を保った。ただ、実質賃金は上記ほどには上昇しなかった。しかし、全体としては、1853 年までに 180% 以上増加し、2.8 倍以上になった。その後、実質賃金は 1855 年に、ビクトリアでは 1850 年水準の 68% という低水準に、ニューサウスウェールズでは同 86% の低水準に、それ

ぞれ下落した。そして、1860年までに、1850年とほぼ同水準に戻った¹⁾。

ゴールドラッシュは労働の大規模な国際移動を引き起こし、「移民労働の流入の時期によって、賃金の動きはほぼ説明がつく」とされている。すなわち、金産出のおおまかな指標として輸出をとると、ビクトリアの輸出は1850年から53年の間に11倍になったが、その間人口は3倍に増えたにすぎず、この期間は賃金が最も急速に上昇した時期であった。ところが、1855年までのつぎの時期には、ビクトリアの輸出は22%しか伸びず、一方人口は56%増となり、賃金は上述のごとく下落した²⁾。

ゴールドラッシュが誘発した外国人労働者の流入のうち、中国人のプレゼンスはとくに顕著であった。第1に、中国人は短期間に急激に増加した。1854年のビクトリアの最初の国勢調査では、中国人は2,341人に過ぎなかったが、同年に始まった中国人流入によって1855年初めには1万人を超え、同年央までに17,000人に達した³⁾。1861年に、ビクトリアの金鉱地で働く中国人は24,062人で、うち女性はわずか6人であったが、同時期のヨーロッパ系金鉱夫は203,966人で、うち男性は130,535人、女性は73,431人であった⁴⁾。中国人の人数の増加とともに、男女比の極端なアンバランスも、犯罪誘発の懸念から問題視された。また、彼らは密集して居住したから、金鉱地付近の小さな地方都市では、白人人口を上回るという現象も生じた。第2に、中国人の生活様式、食生活、固有の服装や辨髪、宗教、衛生観念等は、白人社会にとって全く異質のものであったから、オーストラリア人は拒否反応を示し、人種的偏見を抱くに至った。第3に、中国人は渡航費等前貸し制度でやってきたから、白人以上に懸命に、しかも白人よりも大幅な低賃金で働いた。これは白人の高い賃金水準の低下に

1) *Ibid.*, p. 35.

2) *Ibid.*

3) C. Y. Choi, *Chinese Migration and Settlement in Australia*, Sydney University Press, 1975, p. 19.

4) Clark, *op. cit.*, p. 131 (邦訳, 152 ページ).

導き、はては白人労働者を失業に追い込むこととなった。しかも、彼らは稼いだ収入をオーストラリアで費消せず、母国へ送金したから、オーストラリアの富を収奪する者と映った。そして第4に、中国人は天秤棒とバケツ2個による手作業で、白人鉱夫が発見、採掘し、その後放棄した坑道をふたたび掘り起こした。その結果、金を掘り尽くしてしまうのではないかと懸念を惹起し、また、貴重な水を濫用した。これらの諸要因が重なって、各地の金鉱地を通じて反中国人感情が高まっていった¹⁾。

(2) 反中国人暴動の多発

上述のうちとくに第3の経済的脅威は、世界最高の生活水準と高賃金を享受していたオーストラリア人にとって、最も直接的かつ打撃の大きいものであった。その結果、中国人の雇用に反対する白人鉱夫の反乱や反中国人暴動が多く、金鉱地で発生した。1854年12月3日、バララットの町で「ユリーカ砦の反乱」(Eureka Stokade)が起こった。ユリーカという名のホテルで1人の鉱夫の他殺死体が見つかったが、ホテル経営者は無罪との裁判判決に納得しない仲間の鉱夫は、彼らが支払わされている金採掘許可料の高さと厳しい取り立てについての政府と警察への反発、地表近くの金がほとんど採掘されて大掛かりな機械採掘に移ったため、白人でなく低賃金の中国人の雇用を進める鉱山経営者への反感が爆発し、ホテルを全焼させるとともに、白人アジテーターのもとで中国人追放の実力行使が計画された。ただ、その実施日(7月4日)はアメリカ人金鉱夫の反対から延期され、その間にビクトリア政府の軍の増強もあって、鉱夫と軍隊との衝突はわずか15分で終わり、鉱夫側25名、軍隊側4名の死者を出す程度で終わった²⁾。

1) Cf. Myra Willard, *History of the White Australia Policy to 1920*, Melbourne University Press, 1923, 2nd ed, 1967, pp. 18-19.

2) 遠藤雅子『オーストラリア物語』平凡社、2000年、110-13ページ。この反乱の後政府は、金採掘料の大幅値下げや採掘権を有する鉱夫に下院議員の選挙権を与えることを約束した。この成果に鑑みて遠藤著は、「これはオーストラリア史上初の労働闘争として記憶されている」と、その社会政策的意義を強調している。

同じ 1854 年 6 月以降ベンディゴでも、反中国人暴動が何度も発生した。1857 年 7 月に、ビクトリアのバックランド川 (Buckland River) では、2000 余人の中国人を 500 余人の白人鉱夫が追い払って退去させるという大規模な暴動が発生した。1861 年 6 月にはニューサウスウェールズのラミング・フラット (Laming Flat) で、中国人鉱夫に対する暴行事件が起こった¹⁾。

こうした反中国人暴動は枚挙にいとまがなく、その度ごとに何人かの中国人殺害が繰り返された。そこに共通する基本的な原因は、金の産出量の大幅減少と中国人雇用による白人賃金の大幅低下の二つであった。

(3) 中国人移住制限法の広がり

これらの事件は植民地政府をして、中国人移住制限法の制定を急がせた。まず、ビクトリア政府は、ユリーカ砦の反乱とベンディゴの反中国人暴動に鑑みて、1855 年 6 月、「特定の移民に対する規定を定める法律」(Act to make Provision for Certain Immigrants) を制定した。その内容は、つぎの通りであった²⁾。

- (1) 中国人の上陸数は、入港船舶の登録トン数 (registered tonnage) 10 トンにつき 1 人³⁾に制限する。
- (2) 陸路到着者も含めて入国する中国人には、入国税 (entry tax) 1 人 10 ポンドを課す。

1) Clark, *op. cit.*, p. 132 (邦訳, 153 ページ)。

2) Willard, *op. cit.*, p. 21, Charles A Price, *The Great White Walls Are Built: Restrictive immigration to North America and Australia 1836-1888*, Australian National University Press, 1974, pp. 69-70, and Choi, *op. cit.*, p. 20.

3) 遠藤著では「積荷 10 トンにつき」となっているが、その時々積み荷の重量との誤解を避けるために、「登録トン数 10 トンにつき」とした。Willard では registered tonnage, Price では ship's burthen, ship's tonnage の語が用いられている。

(3) 中国人管理に当てるこれらの税収が不足する場合は、すべての中国人住民から追加の人頭税 (poll tax) を徴収する。

この法律の重要性は、中国人の到着抑制の有効性においてよりも、他の諸植民地に最初の例を設定したという点にある¹⁾。

ところが、この入国税を回避するために、1857年の前半6カ月間に、14,486人も中国人が南オーストラリアのグイチェン湾 (Guichen Bay) に上陸し、陸路を黙々と数週間歩いてビクトリアの金鉱地に入ってきた²⁾。そこで、ビクトリア政府の要請を受けて南オーストラリア政府は、1857年11月に、1855年のビクトリアの法律とほとんど同一の「南オーストラリアに到着した中国人に税を賦課する規定を設ける法律」(An Act to make provision for levying a charge on Chinese arriving in South Australia³⁾) を制定した。さらにニューサウスウェールズ政府も、金鉱や中国人鉱夫の規模はビクトリアに比して小さかったけれども、中国人鉱夫の増加と反中国人暴動の高まりから、1861年11月に、「中国人移住制限法」(Chinese Immigration Restriction Act) を制定し、ビクトリアに同調した。これは、ビクトリアの制限法の内容に加えて、住民税年4ポンドの徴収と帰化の禁止をうたったものである。

1860年代に入ると、手作業での金採掘は難しくなり、中国人は金鉱から去っていった。また、これら一連の移住制限法が奏功して、中国人の入国数は減少した。こうして、ゴールドラッシュと反中国人暴動は終焉するに至った。それに加えて、金鉱外での白人労働者の忌避する仕事における

1) Choi *op. cit.*, p. 20.

2) Willard, *op. cit.*, p. 23.

3) 筆者が参照したいずれの文献にも法律名は明記されていないので、Law Society of South Australia に関いを合わせたところ、1857年法の原文とともに、「初期の南オーストラリアの法律は、タイトルをつけられなかった」との説明が返ってきた。なお、同法は1861年に廃止された。

中国人労働者への需要増から、中国人制限法の撤廃を求める声が高まり、1861年に南オーストラリア法が、1865年にビクトリア法が、そして1867年にニューサウスウェールズ法がそれぞれ廃止された¹⁾。

ところが、1872年に、クイーンズランドのケアンズとクックタウンに近い険しい山中にパーマー金鉱 (Palmer Goldfield) が発見され、1875年以降1877年にかけてふたたび、今度はクイーンズランドでゴールドラッシュが始まった。ニューサウスウェールズやビクトリアから大量の中国人が移動、流入した。1876年に中国人鉱夫は17,000人に増加し、わずかに1,400人の白人鉱夫を圧倒し、社会的緊張が高まった²⁾。ただし、クイーンズランド政府は、他植民地での反中国人暴動頻発の経験に学んで金鉱地における警戒を強化したから、大きな暴動は生じなかった。クイーンズランド政府は、アジア人およびアフリカ人の新金鉱への2年間の立入禁止と、旧金鉱に比べて大幅に高い採掘許可料・営業許可料を定めた「金鉱地修正法」を1876年8月に制定しようとしたが、これは両議院を通過したものの、クイーンズランド総督の裁可およびイギリス国王の裁可を得られなかった³⁾。そこで同政府は、ビクトリアとニューサウスウェールズの先例に習った「中国人移住制限法案」(Chinese Immigration Restriction Bill)の成立を図った。白人に対して圧倒的多数を占めるクイーンズランド北部における中国人の存在と、先の修正法で総督を支持したイギリス本国による内政干渉への反発から、これは1877年に議会を速やかに通過した⁴⁾。

ところで、先述のごとく、金鉱から都市部への中国人の移動に伴って、都市部の諸職業で中国人との競争が意識されるに至ったところへ、東部植

1) Willard, *op. cit.*, p. 35.

2) *Ibid.*, p. 40.

3) Price, *op. cit.*, pp. 157-58. ただ、わずかの修正を施した1877年の別の「金鉱地法修正法」は、通過した。Cf. Choi, *op. cit.*, p. 25.

4) Price, *op. cit.*, pp. 158-59, Choi, *op. cit.*, p. 25, etc.

民地において重大な事件が生じた。1878年11月に、ニューサウスウェールズのオーストラレーシアン蒸気船運行会社¹⁾ (Australasian Steam Navigation Co.) で、白人船員に代わる低賃金の中国人船員の雇用に反対する船員組合の初の大規模ストライキが発生したのである。同社はシドニーを拠点にオーストラリア東部沿岸の航路を支配し、メルボルンやニュージーランド、南太平洋諸島、さらには香港に航路を拡大し、郵便補助金をニューサウスウェールズとクイーンズランドの両政府から受けていた有力会社であったが、外国船との競争上、ヨーロッパ人火夫 (fireman) に代えて中国人火夫を雇い始めた。ヨーロッパ人火夫の給料は月6ポンドであったが、中国人は半分以下の2.75ポンドですんだからである²⁾。これは白人船員間にすさまじい反対を呼び起こし、クイーンズランド、ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南オーストラリア、そしてはてはニュージーランドの諸組合によるゼネストに導いた。そこで最終的には会社側が折れ、中国人火夫雇用の撤回を約束したのである³⁾。

3 植民地会議の開催と中国人移住制限法の統一化

オーストラリアの各植民地は、誕生の時期も気候に支配される経済構造も異なっていたために、従来、本国とは別々に交渉してきたが、1880年代に入るとクイーンズランド政府は、一つは金鉱地法をめぐるイギリス政

-
- 1) 関根政美『マルチカルチュラル・オーストラリア —— 多文化社会オーストラリアの社会変動 ——』成文堂、1989年、147ページの「オーストラリア蒸気船会社」や、村上雄一「アジア系移民の到来と排斥」藤川隆男編『オーストラリアの歴史 —— 多文化社会の可能性を探る ——』有斐閣、2004年、第10章、113ページの「オーストラリア汽船交通会社」は誤りで、「オーストラレーシアン……」が正しい。
 - 2) Price, *op. cit.*, p. 163. 別の文献では、ヨーロッパ人月8ポンドに対し、中国人2ポンド15シリングとなっている。Cf. Willard, *op. cit.*, p. 52.
 - 3) Choi, *op. cit.*, p. 25.

府による自治原則侵害への対抗意識から、もう一つは鉱山から都市部に移動、定住する中国人の増加に伴う中国人制限強化の必要性を訴えて、すべての植民地に植民地会議の開催を呼びかけた。各植民地は問題の共通性を認識し、それに応じることとした。上記2問題に加えて、1978-79年の大規模な船員ストライキの発生、ノーザンテリトリーの金鉱地の中国人がクイーンズランドへ移動する恐れに対する植民地間の不安、中国人の伝染病患者の発生なども、クイーンズランドの申し出への賛同を促す要因となった¹⁾。

(1) 第1回植民地会議の開催

1880年12月のメルボルンでの開会から1881年1月のシドニーでの閉会にかけて、すべての植民地の代表が一堂に会して第1回植民地会議(Intercolonial Conference)が開催され、中国人移住制限について話し合った結果、統一的な制限法を制定することとなった。その内容は、1877年のクイーンズランド法に沿った1人当たり10ポンドの入国税と、入国定員を船舶10トン当たり1人とするというものであった。ただ、中国人排除の原則に対する反対はほとんどみられなかったが、実際の対応は各植民地間で異なった。

会議の決定に従った制限法を再導入することとしたのは、ビクトリアとニューサウスウェールズのみであったが、10ポンドの入国税とより厳しい100トン当たり1人の入国定員とした。クイーンズランドは1877年の法律が効果を発揮しているとして、新法制定の必要はないとした。南オーストラリアの1881年の制限法は、10ポンドの入国税とわずか10トン当たり1人の入国制限とを課したが、ノーザンテリトリーには、厳しい気候下の労働に従事している中国人クーリーへの特別の配慮からそれを免除するとした。タスマニアは、制限を課さなかった。西オーストラリアは、北

1) Choi, *op. cit.*, pp. 25-26.

部熱帯地域の開発に一定数の中国人を受け入れていたことから会議では発言せず、制限法も制定しなかった。しかしながら、ビクトリアを代表して出席していたグレアム・ベリー（Graham Berry）首相は西オーストラリアの中国人導入の現状を聞いて、イギリス国会への抗議を強く主張した¹⁾。以上は、反中国人感情の共通性を示す一方で、各植民地の有色人労働への依存の違いや金鉱の存在の有無を反映した結果であった。

その後、クイーンズランドでは1884年に、入国税の10ポンドから20ポンドへの引き上げと上陸定員制限の10トンから50トンへの強化を行った。西オーストラリアではいかなる反中国人法も制定されていなかったが、北部のキンバリー地区（Kimberley District）で金が発見され、1886年にゴールドラッシュが宣言されるや中国人鉱夫の流入をみ、1886年7月に、クイーンズランドの例に習った「金鉱法」（Gola Fields Act）および中国人移住制限法（Chinese Immigration Restriction Act）を制定した。制限内容は、新しく発見された金鉱への中国人の立ち入りの5年間の禁止と、中国人入国者への10ポンドの課税および50トン当たり1人の入国制限であった。タスマニアも、他植民地に同調する必要上、不承不承ながら1887年に、1881年のビクトリア法に基づいた制限法を制定することとした。こうして、ノーザンテリトリーを除いて、中国人移住制限法はオーストラリア全土に拡大したのである。全土を通じて、マレー人、インド人、アフリカ人には寛容で、中国人とモンゴル人には厳しい排斥が共通している²⁾。

ところが、1886年に、ノーザンテリトリー北部のパーマストーン（Palmerstone）（ダーウィンの旧称）と金鉱が発見されたパインクリーク（Pine Creek）との間の鉄道建設に中国人労働者の使用が始まり、また、南部のマクドネル山脈（Macdonell Ranges）でルビーが発見され、大量の中

1) Willard, *op. cit.*, pp. 62-66, Choi, *op. cit.*, p. 26, and Price *op. cit.*, pp. 167-68.

2) Price, *op. cit.*, pp. 182-85.

国人が流入してきた。中国人の数は、1888年6月までの18カ月間に数千人増加して約7千人に達し、1885年におけるヨーロッパ人の住民約700人を大きく上回った¹⁾。このことは、ノーザンテリトリーだけでなく中国人の東方移動の恐れからクイーンズランドをも動揺させ、南オーストラリア政府に早急な対策を講じるよう迫った。

(2) 第2回植民地会議の開催

ノーザンテリトリーにおける中国人の増大と他植民地への移動の不安は、1888年6月12-14日の第2回植民地会議の開催に導いた。その前の1888年3月に南オーストラリア政府は、ノーザンテリトリーにも上陸税10ポンドの中国人制限措置を課していたから、会議前にすでに全植民地の足並みは揃っていた。会議の決定は、差別的入国税を廃止する代わりに上陸定員制限を500トンに引き上げるという制限強化であった。1888年12月にビクトリアと南オーストラリアは、クイーンズランドに同調して上記内容の制限法を通過させ、かつ南オーストラリアはそれをノーザンテリトリーにも拡大した。西オーストラリアは1886年に法改正を行ったばかりで改正を渋ったが、他植民地からの圧力により1889年に、決定に沿った改正を行った。タスマニアは、1887年の制限法をそのまま維持することとした。ニューサウスウェールズは議会の意思統一に手間取ったが、1888年11月に、内容はかなり違った制限法を制定した²⁾。

こうして、1888年から89年の間に、クイーンズランド、ビクトリア、南オーストラリアおよびノーザンテリトリーは、中国人移民に対して事実上統一のかつほとんど禁止的な法律を課し、ニューサウスウェールズは内容は若干異なるが、同様にほとんど禁止的な法律を、タスマニアはより緩やかな法律を制定したのである³⁾。

1) Willard, *op. cit.*, pp. 71-72, and Price, *op. cit.*, p. 192.

2) Price, *op. cit.*, pp. 190-97, and Willard, *op. cit.*, pp. 89-91.

3) Price, *op. cit.*, p. 197.

(3) 第3回植民地会議の開催

そのうえで、1896年3月に、第3回植民地会議がシドニーで開催された。これは白豪主義の強硬派であるニューサウスウェールズ首相のジョージ・リード（George Reid）の呼びかけによるものであり、西オーストラリアを除く全植民地の代表者が集まった。その基本的目的は、(1)1888年中国人移住制限法を全有色人種に適用拡大すること、(2)1894年に日英間で締結された日英通商航海条約にオーストラリア植民地は批准するか否かの回答を決めることであった（詳しくは次節で論じる）。会議の結果は、クイーンズランドを除いて全植民が、(1)に対しては「イエス」、(2)に対しては「ノー」であった。

以上の植民地会議の動きは、各植民地間で中国人および有色人排斥という白豪主義の連帯感を高揚せしめた反面、クイーンズランドの反白豪主義的な独自行動による離反的姿勢を際立たせるものとなった。つぎに、このクイーンズランドの独自の対応を、日本政府および日本人労働者との関係において検討しよう。

III 白豪政策拡大下のクイーンズランドおよび日本の対応

1 クイーンズランドの独自の対応

(1) 白豪政策に対する基本的姿勢

前節の検討から明らかなように、各植民地政府が中国人移住制限法の制定を通して白豪政策を形成・強化していく過程において、その歩調の不一致が明らかであった。基本的には、ゴールドラッシュを通して中国人の脅威を大きく受けたビクトリア、ニューサウスウェールズ、南オーストラリアの東南部諸植民地と、北部熱帯地域を領有し、白人にとって適応困難な厳しい熱帯性気候下の過酷な労働を中国人苦力やカナカ人、日本人の低賃金労働力に依存してきたクイーンズランド、西オーストラリア、ノーザン

テリトリーの各植民地との間においては経済的利害の懸隔が大きく、白豪主義形成途上の考え方や取り組みにおいて対立があった。

クイーンズランドでは、真珠貝採取や砂糖きびで農場労働は白人労働者への依存が不可能または困難なため、日本人やメラネシア系人の低賃金労働を重用してきたから、経済発展にとって有色人労働力は不可欠であると主張し、東南部の諸植民地とは異なる独自の対応をとった。これは、西オーストラリアやノーザンテリトリーとも若干共通性を有するが、クイーンズランドにおいて最も典型的に発動され、東南部諸政府が一致して推進しつつあった白豪政策に明らかに背反した、反白豪主義的ともいえる行為の数々であったのである。主な具体例を経年的にみると、以下のごとくである。

(2) 白豪主義からの離反的行動

(i) 北部クイーンズランド分離運動の展開

クイーンズランドの砂糖きび農場や棉花園では、1892年の砂糖きび農場への日本人契約労働者の導入以前は、カナカ人・南太平洋諸島人の労働力にもっぱら依存していたが、有色人労働に批判的なグリフィス(Griffith)政権によって1885年法でもって、1890年以降はこれら労働者の導入を禁止することとした。しかしながら、これは、農場経営者の間に広範な敵意を燃え立たせた。ところが、前章でみたように、その後の経済的不況によってその禁止は、実施翌年の1891年に草々と撤回された。

一方、クイーンズランドがニューサウスウェールズから分離した1859年のすぐ後から、タウンズビルを中核とする北部分離の扇動が始まった。それは当初は、北部の人口の増大や、政府収入の3分の1もの貢献にもかかわらず、下院議員の割り当ては総数32名中わずか3名でしかないことなどへの不満を理由としていた。しかし、ここへ来て、北部の砂糖農場経営者は、「クイーンズランドの気候と物質的發展は、われわれの間に広まっている有色人労働の使用を正当化するものである」との議論を盾に、

「北部クイーンズランド分離連盟」(North Queensland Separation League)の活動を強化し、反有色人労働運動に激しく対抗した。それは、1892年の南太平洋諸島人導入の再認可に至るまでの間、グリフィスおよびマクルレイス(McIlwraith)両内閣に深刻な対応を迫った。しかしながら、イギリス当局の冷淡な態度、世紀の境目を前にしたブリスベーンの急速な商業的發展と市域の拡大、クイーンズランド政府の強情さなどに当面し、北部分離運動は敗北を余儀なくされるに至った¹⁾。

以上のごとく、カナカ人等有色人労働の利用の禁止と北部および中部の分離独立運動の展開をめぐる混乱があったこの時期は、「危機の時代・1883-92年」と呼ばれている²⁾。

(ii) 首相による統計数値の改ざん

ヒュー・M. ネルソン(Hugh Muir Nelson)は1893年10月から1898年4月までクイーンズランドの首相を務めたが、アンティ・カナカ政策のもとで分離主義に反対の立場をとったマクルレイスおよびグリフィス両内閣と違って、分離主義者をいっそう支援した。その一環としてネルソン政府は、輸入禁止されたカナカ人労働者に代わって日本人労働者への依存を強め始めた大規模農場所有者や砂糖産業独占者と共謀し、低廉な日本人契約労働者の積極的導入を図ろうとした。公衆や労働運動からの中止を求め

1) Ross Fitzgerald, *From the Dreaming to 1915: A History of Queensland*, University of Queensland Press, 1982, pp. 286-95. これと平行して、当時のクイーンズランドでは、ブリスベーンの南部との対立から、ロックハンブトンの中核とする中部クイーンズランド分離連盟(Central Queensland Separation League)による分離運動も展開された。

また、場所と時期は異なるが、同様な経済的利害の中央との対立から、西オーストラリアでも分離独立運動が一時みられた。これについては、つぎを参照されたい。遠山嘉博「西オーストラリア経済開発における日豪協力体制」『オーストラリア研究紀要』第8号、1983年3月、15-19ページ。

2) *Ibid.*, pp. 248-52.

る圧力にもかかわらず、日本人労働者のチェックをしぶり、日本人移民船を主要港を避けて、税関や移民局から離れた人気のない小湾に着かせたりした。

彼は、さらに、日本人労働者に関する政府統計数値の改ざんを行った。その結果、1894年から98年にかけて、政府発表の日本人入国者数と移民代理店のボーデン・ブラザーズ社(Bowden Brothers and Company)との数値の不一致が問題となった。最も重大な年間統計の違いとして、1984年には、政府の公的統計は370人の日本人移民を示したが、ボーデン・ブラザーズは986人の日本人男性を導入したと主張した¹⁾。

(iii) 第3回植民地会議における孤立的不賛成

先に簡単にふれたが、1896年3月の植民地会議は、白豪主義の進展・強化を図る重要な二つの決議を行った。それはいずれも、日本および日本人労働者に対して重大な排外的影響を及ぼすものであったが、他のすべての植民地政府の一致して取った日本人を含む有色人種排斥姿勢に背を向けて、クイーンズランドはただひとり、そのいずれにも同調しなかった。

第1の議題、すなわち、中国人排斥を全有色人種に拡大する「有色人種制限および規制法案」(Coloured Races Restriction and Regulation Bill)については、クイーンズランド以外はすべて可決を表明した。この問題について他の植民地首相たちが彼らのリーダーと目していたニューサウスウェールズのジョージ・リード首相は、演説のなかで日本に明白に言及しはなかったが、オーストラリア人に比して日本人契約労働者は大幅な低賃金であることと、日清戦争に勝利を収めて強国となりつつあった日本の外交交渉力に懸念を抱いていたことは明らかであった²⁾。

1) J. Armstrong, "Aspects of Japanese Immigration to Queensland before 1900," *Queensland Heritage*, Vol. 2, No. 9, November 1973, pp. 5-6.

2) A. T. Yarwood, *Asian Migration to Australia: The Background to Exclusion 1896-1923*, Melbourne University Press, 1964, p. 8.

ただ、この法案は表題が差別的かつ不穏当であるとして、イギリス国王の裁可を得るに至らなかった。また、中国人やインド人と同列に差別されることは日本国民に対する侮辱であるとして、日本から激しい抗議を受けることとなった（これについては、次節で論及する）。その後クイーンズランドでも、1896年7月に、有色人規制法案が議会に提出されたが、それは政府提案ではなく、白豪主義強硬派の労働党の議員によるものであり、政府の強い反対で否決された。

第2の議題、すなわち、日英通商航海条約への批准の可否についても、他植民地政府の一致した拒否に対して、クイーンズランドは離反的行動をとった。1894年7月にロンドンで、日英通商航海条約（Anglo-Japanese Treaty of Commerce and Navigation）が結ばれ、2年以内のオーストラリア植民地の加盟態度決定の規定に基づき、イギリス植民地相リポン卿（Lord Ripon）からオーストラリアの各植民地に対して、それに批准するか否かの返答の要求が通告されていた¹⁾。同条約は、1次産品の日本市場開拓を模索していた各植民地に関税特惠を提供する一方で、加盟国間の旅行、居住、貿易および土地所有の自由を与えるというものであった²⁾。前者の経済的利益は、経済発展を強く志向していたオーストラリア各植民地にとって十分に魅力的であったが、後者は日本人にオーストラリア移住の自由を与えることになるとして、中国人から有色人全般へ移住規制を強化しつつあった白豪主義拡大のもとでは受け入れ難いものであった。白豪主義強硬派のジョージ・リードが主導する植民地会議は、当然の成行きとして、条約加盟による経済的利益は放棄してでも白豪主義を最優先し、条約への批准を拒否することで一致した。

ここでもクイーンズランドはただひとり孤立的に、批准拒否への不賛同

1) *Ibid.*, p. 6.

2) *Ibid.*

を買いた。ネルソン政権は、対日貿易がもたらす経済的利益を優先して、日英通商航海条約への加盟交渉を極秘に進めていたからである。そして実際に、1897年3月東京で、批准書を交換したのである。ただし、この事実はクイーンズランド議会では、しばしば質問があったにもかかわらず、1899年5月まで秘密にされた。それが一般国民にも明らかになるや、同植民地では有色人移民導入について野党と世論の反対が激化し、また、他植民地から不信と非難を招くこととなった¹⁾。

(3) 白豪主義同調への路線転換

しかしながら、1897年3月の日英通商航海条約への批准、そして同時に結んだ日本との移民協定（紳士協定）（旅券所有者のみ入国を認めるという形での移民制限）を境に、クイーンズランドは、白豪主義に背を向けた独自の親日的移民受け入れ姿勢から転換し、他植民地政府と同様の日本人を含む有色人種移住制限に軌道修正したのである。それは、クイーンズランド自体における日本人労働者の増加による規制の必要性の高まりとそれを要求する世論の高まり、クイーンズランドの独自の対応に対する他植民地政府からの批判とそれに基づく連邦結成への意識と動きのいっそうの高揚に押された結果であった。

若干の例をみると、まず、すでに言及してもいるが、クイーンズランドは1898年に「真珠貝・なまこ漁業法」を制定し、真珠貝およびなまこ漁業船の所有または借船による営業許可証の発行をイギリス臣民に限ることとし、日本人による新たな独立営業を禁止してしまった。1900年には、クイーンズランド北部の分離運動沈静化を目的として、「砂糖産業保証法修正法」を実施し、白人のみ雇用の精糖工場への補助金支給を決めた。これらに象徴されるように、有色人移民への反対の聲が高まるなかで、同じ1900年10月にクイーンズランド政府は、きわめてしぶしぶながら、植民

1) *Ibid.*, pp. 9-10.

地内の日本人在住者の上限を 1898 年 10 月 31 日における日本人総数 3,247 人に設定し、増加に歯止めをかけることとしたのである¹⁾。

2 日本の抗議とオーストラリア側の配慮

(1) 排日基準の人種から教育テストへの変更

1896 年の第 3 回植民地会議において、クイーンズランド以外の全植民地の賛同のもとに、「有色人種制限および規制法案」が受け入れられたが、この制限法案に対して日本は、それはきわめて人種差別的で不当なものであること、かつ、中国人やインド人と同列に日本人を差別することは、日本国民に対するはなはだしい侮辱であるとして、執拗に抗議した。すでにみたように、日本人ダイバーの処遇をめぐるなど、それまでも日本はオーストラリア人に対してさまざまな抗議を行い、改善を要求してきたが、ここでの抗議はそれらとは次元を異にする、より深刻なものであった。有色人移住制限を名目としての排日立法は、日本の国家と国民の威信と尊厳にかかわる重大問題であるとして、激しい抗議をオーストラリアおよびイギリスに突き付けたのである²⁾。

「有色人種制限および規制法案」の成立と施行には、イギリス本国で国王の裁可を得ることが必要であったが、人種による差別はイギリス臣民（インド人等を含む）の平等性原理に抵触することなどから、女王の裁可を得ることができなかった。イギリスの植民地担当相ジョセフ・チェンバリン（Joseph Chamberlain）は、1897 年の第 2 回イギリス帝国植民地会議において、オーストラリア植民地代表者に対して、人種基準ではなく教育テストによる代替案を勧告した。その方法は、南アフリカのナタール

1) Yarwood, *op. cit.*, p. 16.

2) ヤーウッドは、「日本の国家的尊厳への侮辱」(slight to Japanese national pride) と表現している (*Ibid.*, p. 14, and others).

(Natal) 植民地ですでに採用されていた「ヨーロッパ言語による書き取りテスト」であり、これに合格しなかった者は、移住を許可しないというものであった。

オーストラリア側における有色人種排斥の基準の変更への考慮は、日本政府がオーストラリアおよびイギリスに対して行った強い抗議が奏功したものである。日本人を中国人やその他のアジア人と同等に位置づけた差別は国家の面子を傷つけるものであり、とうてい容認できないと、日本外務省はシドニー、タウンズビルおよびロンドンの在外公館を通して嚴重な抗議を繰り返した。その結果、ニューサウスウェールズ政府は有色人種制限法案を撤回し、ナタール方式による移住制限法を1898年7月に可決したのである。

(2) ナタール方式における採用言語の変更

日本の抗議とそれに対するオーストラリア側の考慮は、ナタール方式における採用言語をめぐるもみられた。エドモンド・バートン卿 (Sir Edmund Barton) は、連邦結成運動において示した調整能力を買われて連邦の初代首相に就任したが、連邦国家の求心的シンボルとして白豪主義を掲げ、連邦統一の移住制限法の制定を強調した。彼の移住制限法の原案には、非差別的な排斥方法としての「教育テスト」の使用言語として「英語」が規定されていた¹⁾。これは、前述の日本の強い抗議に鑑みて日本の面子に配慮し、日豪関係、そして日英同盟 (1902年1月締結) を秘密裡に交渉中の日英関係を考慮したものであった。また、日豪貿易への打撃を憂慮するオーストラリアやイギリスの商船会社からの抗議と要望に応えたものでもあった。日本の見解では、英語で行われる教育テストは日本をヨーロッパ諸国と同じ立場に置くものであり、他方、ヨーロッパの言語で行われる試験は人種差別を意味するものであるとして、後者に対し強い反対を

1) *Ibid.*, p. 84.

表 4-4 語学テストの成績

	1902	1903	1904	1905	1907	1908	1909
不合格者	618	136	115	104	61	107	107
合格者	33	13	1	3	0	1	1

(出所) A. T. Yarwood, *Asian Migration to Australia: The Background to Exclusion 1896-1923*, Melbourne University Press, 1964, p. 49.

表明したのである¹⁾。

しかしながら、英語を採用しようとしたバートン案は、A. ディーキン (Alfred Deakin) や労働党など白豪主義の強硬派によって拒否された。英語テストを導入した場合、教育水準の高い日本人はパスする可能性が高いという懸念、そして反対に、教養の低い英語を話さないヨーロッパ人の移民を阻止するという恐れが、全政党の議員から提起された²⁾。オーストラリア政府は日本の願望を一顧だにせず、かくてバートンの英語案は破棄され、最終的には、担当官吏の面前で「彼が指定したあるヨーロッパ言語による長さ 50 語の書き取りと氏名のサイン」に失敗した者は移住禁止者 (prohibited immigrants) とされることとなったのである (1901 年連邦移住制限法第 3 条 (a) 項³⁾)。

このテストには仏、独、伊、スペイン語のほかヨーロッパの少数言語も含めて数種類が用意され、テストの実施に当たって税関の官吏は、受験者が知っている言語は使用しようとはしなかったから、どうみても「教育テスト」といえるものではなく、実際、たとえ高学歴のアジア人労働者といえども、必ず不合格にすることができたのである⁴⁾。ちなみに、テストの成績は表 4-4 のようであった。1903 年の前後にみられる成績の落差は、

1) Willard, *op. cit.*, p. 123.

2) Yarwood, *op. cit.*, p. 27.

3) *Ibid.*, p. 157.

4) A. C. Palfreeman, *The Administration of the White Australia Policy*, Melbourne University Press, 1967, pp. 81 - 82.

同年の選挙で労働党が強調した語学テストの強化を受けて、テストの基準が変更されたことによるものである。また、1906年の結果は、印刷されていないという¹⁾。

なお、日本の圧力に配慮して、1905年の修正で、書き取りテストの使用言語は「ヨーロッパ」語から、連邦議会によって「規定された」言語（any prescribed language）に変更された²⁾。これは、日本人をヨーロッパ人と同じ立場に置くようにとの日本の要求に応えようとしたものであり、この規定された言語は「英語」であった³⁾。しかしながら、これは換言すれば、議会によって別の言語が実際に規定されるまでは、ヨーロッパ系言語が使用されるであろうことを意味し、事実、他の言語が議会で規定されることはなく、テストはつねにヨーロッパ系言語で実施されたのである⁴⁾。

IV 白豪主義・白豪政策の展開と日豪経済関係への影響

1 連邦の成立と白豪主義の確立

1901年1月1日にオーストラリア連邦が成立し、連邦議会が早々と取り組んだのは、いわゆる白豪主義関連法の制定であった。それは、(1)移住制限法（Immigration Restriction Act）、(2)太平洋諸島労働者法（Pacific Island Labourers Act）、および(3)連邦郵便電信法（Commonwealth Post and Telegraph Act）より成る。(1)によって、中国人、インド人、日本人など有色人種は、ビジネスマンや旅行者や学生などの短期滞在者、および連

1) Yarwood, *op. cit.*, p. 49 and p. 176.

2) Palfreeman, *op. cit.*, p. 82. なお、竹下、前掲訳、233ページに、「はじめは“規定の言語”となっていたのを、1905年に、“ヨーロッパ系の言語”と改正した」とあるのは誤り。

3) Willard, *op. cit.*, p. 125.

4) Palfreeman, *op. cit.*, pp. 82-83.

邦形成以前の市民権獲得者を除いて、新規の移民はすべて制限されることとなった。(2)によって、クイーンズランドの砂糖きび農場に雇われていたカナカ人等の労働者は送還され、(3)によって、郵便物の配達は白人に限るとされた。

こうした差別を通して、「白人のみの構成員によるオーストラリア」を建設しようとする白豪主義(White Australia¹⁾)が確立し、「国是」となった。人道主義的観点からきわめて悪名高きこの人種差別政策は、1972年に23年ぶりに政権の座についたG. ホイットラム(Gough Whitlam)労働党政権が、1973年に「移民法改正」(Migration Act of 1973)を成立させて人種や地域による移民差別を撤廃し、また、1975年に「人種差別(禁止)法」(Racial Discrimination Act)を制定して有色人種差別そのものをも廃止したことによって、ようやく終焉するのである。植民地以来の長い歴史とともに社会的求心力として作用してきた白豪主義を終焉に至らしめた労働党のこの業績は、率直に、オーストラリアの無差別平等主義への復帰を果たしたものとして高評価に値するといえよう。ただ、白豪主義は連邦形成前には、白人労働者の高い賃金水準の維持と失業の回避を名目に有色人差別の強硬姿勢を貫く労働党とその議員によって推進、強化されたのであり、その同じ労働党によってピリオドが打たれたということは、長年月にわたる経過があるとはいえ、まことに歴史の皮肉というほかない²⁾。

2 白豪主義の日豪貿易への影響

以上のごとく白豪主義は、ゴールドラッシュ時の中国人排斥(法)に端

- 1) 白豪(主義)政策(White Australia Policy)なる用語は、連邦初代首相パートンの造語であるとされている(竹下、前掲訳、250ページの訳者注による)。
- 2) 白豪主義の生成から多文化主義による発展的解消に至る長年月の経過については、つぎで詳論した。遠山嘉博「白豪主義から多文化主義へ」『追手門経済論集』第38巻第1号、平成15(2003)年9月。

を発し、全有色人種排斥（法）へと拡大し、白人国家建設という政治的現想の実現となって確立された。したがって、それは多面的側面を有し、それが及ぼす影響は政治的、経済的、社会的に多岐にわたるものである。以下では、そのうち経済的影響に焦点を絞り、日豪経済関係への影響を中心に検討しよう。

(1) 日本の「日豪貿易への悪影響」の強調

白豪主義が日豪貿易に及ぼす悪影響は、1901年の白豪主義の完成に至る過程において日豪双方で重要視され、クイーンズランドと日本側では白豪主義完成への阻止要因として作用した。低廉かつ勤勉な日本人労働者を重用し、第1次産品の日本市場開拓に期待を寄せたクイーンズランド政府は、他植民地政府の白豪主義志向の強い動きに抗してただひとり、独自の反白豪主義的離反行為を重ねて抵抗した。一方、連邦移住制限法の成立過程において、唯一公的に反論を展開してその阻止に挑んだ日本が、抗議材料の一つとしてしばしば強調したのは、日豪貿易への悪影響であった。1889年の兼松によるオーストラリア羊毛の直輸入の開拓は、オーストラリア羊毛の新市場としての日本の有望性を予告するものであったし、これを契機に他の1次産品の日本市場開拓の可能性の広がり期待される情勢にあったからである。

1899（明治32）年1月にシドニー一等領事として着任した永瀧久吉は、前任者同様、排日法案の阻止が主要業務となった。彼は有色人差別による日本の国威の毀損とともに、日豪貿易促進への悪影響を強調した。しかしながら、永瀧の執拗な抗議はバートンによって全く無視され、1901年12月23日の連邦移住制限法の成立に至ったのである。当時のオーストラリアの貿易は、輸出入ともイギリス本国への依存が圧倒的であり、それに次いで英連邦の存在も重きをなしており、日本は将来性有望なるにもかかわらず現実の比重が小さかったために、交渉材料として有効性を発揮しえなかったのである。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

要するに、オーストラリアは移民と貿易は別次元の問題としてとらえ、「移民は閉め出し・貿易は促進」という基本姿勢をとったのである。白豪主義がもたらす目先の経済的悪影響に拘泥するのではなく、白人国家の建設という恒久的理想の実現を重視したのである。それでは、白豪主義の確立は、実際に、日豪貿易の発展を阻害し、日豪経済関係に悪影響を及ぼしたかどうか。その後の日豪貿易の動向をみる限り、悪影響はとくにみられなかったといえる。

(2) オーストラリアの対日「移民阻止・貿易促進」原則の貫徹

表4-5は、日豪貿易開始頃から第2次大戦前を通して日豪貿易の推移をみたものであり、表4-6、表4-7は、オーストラリアの対外貿易における日本の地位をみたものである。そこから、つぎの2点が明らかである。

第1に、日豪貿易は年の経過とともに、漸進的かつ着実に増勢を辿って

表4-5 第2次大戦前の日豪貿易の推移(1877～1935年)(単位:円)

年	日本の対豪輸出	オーストラリアの対日輸出	オーストラリアの対日貿易 バランス(△はマイナス)
1877(明治10)	26,359	—	△ 26,359
1878(明治11)	254,866	23,238	△ 231,628
1880(明治13)	179,645	38,080	△ 141,565
1885(明治18)	285,018	72,104	△ 212,914
1890(明治23)	795,044	334,239	△ 460,805
1895(明治28)	1,281,104	1,031,725	△ 249,379
1900(明治33)	2,530,524	2,455,939	△ 74,585
1905(明治38)	4,072,936	6,001,197	1,928,261
1910(明治43)	6,552,457	7,601,681	1,049,224
1915(大正4)	18,098,301	28,571,466	10,473,165
1920(大正9)	58,115,218	62,459,492	4,344,274
1925(大正14)	47,495,813	149,969,468	102,473,655
1930(昭和5)	25,486,268	94,308,489	68,822,221
1935(昭和10)	74,792,816	235,128,031	160,335,215
1938(昭和13)	69,288,200	82,875,487	13,487,287

(注) この統計数値は、1877(明治10)年の日本の対豪輸出から始まっている。

(出所) 『日本経済統計総観』朝日新聞社、昭和5年5月、306-07ページ、および株式会社兼松商店調査部『濠州』日本国際協会、昭和18(1943)年、559-61ページより作成。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

表 4-6 オーストラリアの連邦成立

年 順位	1887-91年平均		1892-96年平均		1897-1901年平均	
	金額 (ポンド)	総額に 占める 割合 (%)	金額 (ポンド)	総額に 占める 割合 (%)	金額 (ポンド)	総額に 占める 割合 (%)
1	イギリス 22,003,741	74.74	イギリス 23,030,779	69.65	イギリス 25,337,456	57.01
2	その他の英連邦 2,492,222	8.46	その他の英連邦 2,820,347	8.53	その他の英連邦 6,896,045	15.52
3	アメリカ 1,642,587	5.58	フランス 2,064,639	6.24	アメリカ 3,941,509	8.87
4	ベルギー 1,341,908	4.58	ドイツ 1,580,692	4.78	フランス 2,641,244	5.94
5	フランス 663,672	2.25	ベルギー 1,422,378	4.30	ドイツ 2,128,596	4.79
6	ドイツ 559,697	1.90	アメリカ 1,263,128	3.82	ベルギー 1,488,785	3.35
7	ハワイ諸島他 ^(注) 275,892	0.93	ハワイ諸島他 227,754	0.69	ハワイ諸島他 349,922	0.79
8	フィリピン 117,471	0.40	チリオよびペルー 155,666	0.47	チリオよびペルー 239,390	0.54
9	チリオよびペルー 116,931	0.39	ジャワ 70,582	0.21	中国 208,601	0.47
10	ジャワ 57,921	0.19	日本 48,232	0.15	イタリア 177,742	0.40
12	オランダ 18,013	0.06			日本 138,686	0.31
15	日本 8,950	0.03				

(注) ハワイ諸島, ニューブリテン島, ニューカレドニア島, ニューヘブリディーズ (現バヌアツ), および南太平洋諸島.

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

時前後の輸出先 (1887 ~ 1910 年)

1902-06 年平均		1908 年		1910 年	
金額 (ポンド)	総額に占める割合 (%)	金額 (ポンド)	総額に占める割合 (%)	金額 (ポンド)	総額に占める割合 (%)
イギリス 25,461,689	46.09	イギリス 29,475,808	45.83	イギリス 37,698,312	50.61
その他の英連邦 13,876,127	25.11	その他の英連邦 9,251,534	14.39	フランス 8,551,579	11.48
フランス 4,190,591	7.59	ドイツ 9,207,226	14.32	その他の英連邦 8,323,486	11.17
ドイツ 3,406,633	6.17	フランス 5,152,263	8.01	ドイツ 7,340,455	9.86
ベルギー 2,695,512	4.88	ベルギー 3,704,449	5.76	ベルギー 5,949,060	7.99
アメリカ 2,591,428	4.69	アメリカ 2,395,466	3.73	アメリカ 1,599,102	2.15
日本 580,672	1.05	日本 1,267,963	1.97	日本 657,057	0.88
チリオよびペルー 473,649	0.86	フィリピン 604,589	0.94	チリオよびペルー 591,686	0.79
ハワイ諸島他 350,796	0.63	チリオよびペルー 540,191	0.84	ハワイ諸島他 537,748	0.72
フィリピン 331,047	0.60	ハワイ諸島他 398,721	0.62	フィリピン 473,268	0.64

(出所) *Official Year Book of the Commonwealth of Australia, 1901-1909*, No. 3, 1910, pp. 604-05, and *1901-1911*, No. 5, 1912, pp. 611-12 より作成。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

表4-7 オーストラリアの連邦

年 順位	1887-91年平均		1892-96年平均		1897-1901年平均	
	金額(ポンド)	総額に占める割合(%)	金額(ポンド)	総額に占める割合(%)	金額(ポンド)	総額に占める割合(%)
1	イギリス 24,818,787	70.14	イギリス 18,241,366	70.92	イギリス 22,794,700	62.77
2	その他の英連邦 4,389,783	12.41	その他の英連邦 2,953,846	11.48	アメリカ 4,355,724	12.00
3	アメリカ 2,268,620	6.41	アメリカ 1,682,092	6.54	その他の英連邦 4,062,163	11.18
4	ドイツ 1,286,054	3.63	ドイツ 1,107,496	4.31	ドイツ 2,254,746	6.21
5	中国 800,454	2.26	ジャワ 464,351	1.80	フランス 476,756	1.31
6	ジャワ 424,173	1.20	中国 327,120	1.27	ジャワ 461,748	1.27
7	フランス 360,000	1.02	ベルギー 274,559	1.07	ベルギー 394,094	1.09
8	ノルウェー 354,924	1.01	フランス 201,284	0.78	ノルウェー 284,024	0.78
9	ベルギー 227,995	0.64	ノルウェー 154,277	0.60	中国 262,195	0.72
10	スウェーデン 167,178	0.47	ハワイ諸島他 ^(注) 78,286	0.30	日本 225,086	0.62
12	日本 39,787	0.11	日本 63,195	0.25		

(注) ハワイ諸島, ニューブリテン島, ニューカレドニア島, ニューヘブリディーズ(現バヌアツ), および南太平洋諸島。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

成立時前後の輸入先 (1887～1910年)

1902-06年平均		1908年		1910年	
金額 (ポンド)	総額に占める割合 (%)	金額 (ポンド)	総額に占める割合 (%)	金額 (ポンド)	総額に占める割合 (%)
イギリス 23,163,660	58.30	イギリス 29,930,157	60.10	イギリス 36,646,441	61.06
その他の英連邦 5,403,781	13.60	その他の英連邦 6,389,624	12.83	その他の英連邦 7,865,649	13.11
アメリカ 5,014,408	12.62	アメリカ 6,039,753	12.13	アメリカ 6,494,829	10.82
ドイツ 2,703,806	6.81	ドイツ 3,509,120	7.05	ドイツ 3,778,666	6.30
ベルギー 559,880	1.41	ベルギー 970,187	1.95	ベルギー 1,242,867	2.07
ジャワ 510,689	1.29	日本 543,789	1.09	日本 718,462	1.20
フランス 465,330	1.17	フランス 479,642	0.97	ノルウェー 550,631	0.92
日本 380,388	0.96	ジャワ 316,441	0.63	ジャワ 539,407	0.90
ノルウェー 303,446	0.76	ノルウェー 314,685	0.63	フランス 501,584	0.84
アルゼンチン 229,872	0.58	イタリア 230,571	0.46	スウェーデン 360,633	0.60

(出所) *Official Year Book of the Commonwealth of Australia, 1901-1909*, No. 3, 1910, pp. 599-600, and *1901-1911*, No. 5, 1912, pp. 606-07 より作成.

いる。しかも、オーストラリアにとって、日本以外の諸国との貿易よりもより高い増勢を示しており、オーストラリアの輸出、輸入ともに、日本の比重はしだいに高まってきている。その理由として、日豪羊毛貿易に象徴されるように、日豪貿易は見事な相互補完関係に基づいているという事実を指摘しよう。日本のオーストラリア羊毛の輸入とオーストラリアの日本製繊維製品の輸入はともに、本国では生産がきわめて困難あるいは非効率な商品であり、それを相互に補完し合うことにより貿易が成立しているのである。しかも、メリノ羊毛の高品質と日本製綿布および人絹布の安価な供給は、他国による代替がきわめて困難であったのである。したがって、たとえ白豪主義の侮辱を受けようと、またイギリスのランカシャーと競合しようと、日豪間の相互補完は揺るぐことがなかったのである。

第2に、日豪貿易のバランスをみると、1800年代のオーストラリア側の対日入超傾向から、1900年代には対日出超傾向へと基調の変化が確認される。しかも、オーストラリアの対日黒字は拡大しつつ定着しているのである。より詳しくいうと、1878年以降1904年まではすべてオーストラリア側の対日入超であったが、1905年と1907年は対日出超に転じ、1910年以降はすべての年でそれが定着し、しかも対日出超額は年々拡大しているのである。この背景には、日本側では、繊維産業の発達に伴う原料羊毛需要の増大があり、オーストラリア側では、他品種では代替できないオーストラリアン・メリノ羊毛の確たる存在があった。これは、オーストラリアが輸入する日本製綿布・人絹布等の繊維製品がイギリス製品との競合下にあり、価格を度外視すれば代替可能な状況にあったのと対照的である(実際に、その転換は起こった)。

上記の情勢下に、白豪主義の確立にもかかわらず、日豪貿易はそれ以前と変わりなく活況を呈し、むしろ従来にも増して順調に発達していった。したがって、「日本人移民は阻止・対日貿易は促進」というオーストラリアの対日白豪政策の基本原則は、成功裡に貫徹されたのである。

3 白豪政策の日本人労働者への適用 (1) —— 真珠貝採取業者 ——

白豪主義の確立は日豪間財貿易には特段の影響を及ぼさなかったが、日豪間サービス貿易、すなわち日本からの労働サービス輸出には甚大な衝撃を与えた。日本人労働者の新規の移住は禁止され、すでに進出していた日本人労働者は帰国を余儀なくされることとなった。しかしながら、この原則の適用は、真珠貝採取業と砂糖産業とは全く対照的であった。技術的に白人による代替が不可能な真珠貝採取業では、有色人排斥の原則の適用は事実上不可能であり、日本人ダイバーは第2次大戦まで存在し続けた。反面、砂糖きび農場では、政府の奨励政策によって白人への代替がスムーズに進み、日本人は容易に駆逐された。まず、前者から、その詳細をみてみよう。

(1) 有色人契約労働排斥政策の唯一の例外

連邦移住制限法の制定以前からすでに、真珠貝採取業への日本人労働者の進出急なることを危惧したクイーンズランド政府は、有色人排斥の制限法をいくつか設けてその抑制を図っていたが、実際には不可能であることが明らかであった。そして、木曜島や西オーストラリアへの日本人ダイバーの移住は増え続けた。それはとくに、最も広大な真珠貝漁場を擁する西オーストラリアで著しかった。

西オーストラリアでは1884年法により、雇用主は契約切れの労働者を帰国させることを義務づけられ、それを怠り発覚した場合は、保証金を没収されることとなった。しかし、規定は無視され続け、契約労働者は残留し、その数は増加する一方であった。1891年に西オーストラリア在住の日本人男性は260人（大半は真珠貝採取船団労働者）、女性は62人で、1894-1901年の間に567人の男性労働者が新たに入国したが、1901年までに462人が雇用主の同意で契約条件を無視して残留し、つぎの4年間にはそれ以上の者が法律を無視して残留した¹⁾。こうした法律無視の横行のもと

1) Mary Albertus Bain, *Full Fathom Five*, Artlook Books, 1982, p. 105 (足立良子訳『真珠貝の誘惑』勁草書房, 1874年, 65ページ)。

で、1901年の連邦移住制限法が制定されたのである。

同法制定後、真珠貝採取業界からは、「同法改正の請願」が何度も行われた。有色人労働者は不可欠であること、白人ダイバーは酷暑下のラガー船での労働を嫌悪し、真珠貝の発見や採取技術で劣り、漁獲高配当はトン当たり20ドルも高く、経済的損失が大きいことを強調した¹⁾。

バートンは、クイーンズランドの労働党議員の批判の高まりを受けて、日本人の雇用が大きな割合を占める真珠貝採取業を白人のみで代替しうる可能性についての調査を決定した。クイーンズランドおよび連邦の両政府によって調査委員会が任命され、調査に当たったが、木曜島とブルームの調査官の回答は、ともに、白人を引きつけるための高賃金は同産業の経営者を破滅に導くであろうし、彼らは過去2、3年と同様に、オランダのニューギニアやチモールから3マイルの制限外の水域へ操業ベースを移す可能性があるから、連邦政府は同産業からの直接、間接の収入を失うだけでなく、操業状況の監督も不可能になるであろうというものであった²⁾。こうした理由に基づき、西オーストラリアの慣行の採用が勧告されたのである。その際の条件は、有色人労働者への書き取りテストの免除、契約保証金100ポンドの用意と契約終了後の帰国の義務づけ、休業シーズン中の他業従事の禁止、および移動の制限であった³⁾。

1902年、連邦議会は西オーストラリアの1884年法を原則的に採用し、「真珠貝産業は許可制で有色人労働者を雇用しうる」との法案を可決した。労働者1人当たり200ドルの保証金（後に雇用主1人当たり最高2,000ドルに変更）、3年契約終了後は本国送還の義務づけ、帰化申請者以外は全員書き取りテストを免除、ただし休業シーズン中の陸上での就業や生活は禁止

1) *Ibid.*, pp. 149 and 150 (邦訳, 96 ページおよび 99 ページ)。

2) *Ibid.*, p. 149 (邦訳, 96 ページ), and Yarwood, *op. cit.*, p. 97.

3) Yarwood, *op. cit.*, p. 97.

等を規定したものであった¹⁾。こうして、1902年に、木曜島、ダーウィンおよびブルームの真珠貝産業は、有色人契約労働排斥政策の唯一の例外(the sole exception to the policy of excluding indentured colored labour)となり、連邦諸政策におけるユニークな地位を勝ち得たのである²⁾。

(2) 白人ダイバーによる代替の実験と失敗

1905年12月の連邦上院の「真珠貝採取業に従事する有色人種の入国禁止」の決議も、有色人の現在員の補充は認め、その増加を禁じるだけにとどめざるをえなかった³⁾。1908年にクイーンズランド王立委員会(Queensland Royal Commission)が任命され、日本人ダイバーの白人による漸進的代替が望ましいということで意見の一致をみたが、それは、「連邦の財政援助と技術支援の規定を設ける」ことによつてのみ可能であるとした⁴⁾。しかし、何の対策もとられないまま1910年に労働党が政権についたが、その時同党は、「真珠貝採取業の契約労働制廃止」の期限を発表したものの、それを実施することはできなかった⁵⁾。連邦政府は、「1913年1月以降、外国人が採貝漁業にかかわることを禁止する通達」を出したが、これは事実上、日本人ダイバーの排斥を意味するものであった⁶⁾。

その一方で、1912年に連邦王立委員会(Commonwealth Royal Commission)は、イギリス人ダイバーによる真珠貝採取が可能かどうかの実験をブルームで行ったが、最優秀ダイバーの死亡によつて、白人による代替は

1) Bain, *op. cit.*, p. 149 (邦訳, 98 ページ)。ただし、この規定はかつて実施されたことがない。

2) Yarwood, *op. cit.*, p. 96.

3) 移民研究会編『日本の移民研究——動向と目録——』日外アソシエーツ、1994年、127 ページ。

4) Yarwood, *op. cit.*, p. 98.

5) *Ibid.*

6) 移民研究会編、前掲書、127 ページ。

賃金の如何を問わず不可能であることを確証するに終わった¹⁾。すなわち、イギリス海軍出身の経験豊かなダイバー7人が募集されたが、短期間に3人は潜水病で死亡し、残りの者も初歩的な潜水着をつけたアジア人以上に貝を採ることはできなかったのである²⁾。

1911年の国勢調査では、総計3,281人の日本人男性のうち55%の1,824人が、ブルームと木曜島で真珠貝採取業に従事していた。翌年の1912年は、同産業およびそれに従事する日本人の人数が、ともにピークに達した年であった³⁾。しかし、1919年7月時点でもなお、日本人労働者はブルームに1,200人余、木曜島に600人余が事実上残留し続けたとされている⁴⁾。

上述のように、オーストラリア政府は、日本人ダイバーの白人による代替を目指してさまざまな対策を講じたが、結局、日本人ダイバーの優秀性を認めざるをえず、有色人採貝労働者移入禁止の実行を無期限延期するしかなかった。こうして、第2次大戦直前まで、真珠貝産業における日本人の存在は、事実上認められたのである。

4 白豪政策の日本人労働者への適用 (2) —— 砂糖きび農場労働者 ——

従来メラネシア系労働者に依存してきたクイーンズランドの砂糖産業は、1890年代初めの産業拡大時の労働需要を、日本人契約労働者を含むアジア系労働者で埋めてきた。白人労働者は熱帯性気候下の肉体労働に耐え難く、鉱山労働や牧場労働への移り気が強く、契約期限前の離職が多いにもかかわらず高賃金を要求するなど、経営者や資本家の不満が強かった。それゆえに、多くの農場主は非ヨーロッパ人労働者を選好し、この彼らの姿

1) *Ibid.*, pp. 98 and 186.

2) デイビッド・C. S. シンズ著、同夫人訳「1871～1946年のオーストラリアの日本人」『移住研究』No. 10, 海外移住事業団, 1974年3月, 30ページ。

3) 前掲訳, 28ページ。

4) 移民研究会編, 前掲書, 127-28ページ。

勢は、クイーンズランドの砂糖産業における有色人労働力から白人労働力への移行を妨げた¹⁾。しかしながら同政府は、白豪主義の統一化から連邦結成へのその高揚下において、有色人労働者の排斥と白人による代替を積極的に進めることとなった。それを推進した要因として、政府による白人への代替促進政策の積極的な推進と労働組合運動の高まりの二つをあげることができる。

(1) 政府の白人への代替促進政策

砂糖産業における白人労働者雇用を優遇する政策は、1901年の連邦移住制限法の成立以前にすでにみられた。1900年にクイーンズランド政府は、「砂糖工場保証法修正案」(Sugar Works Guarantee Act Amendment Bill)を可決し、ヨーロッパ人労働者のみを雇用する砂糖工場に対してのみ、政府の財政援助を認めることとした。これは、「物質的な観点からは日本人に特段の害はない (innocuous)」ものであったが、ロンドンの林董駐英公使の強い抗議が奏功し、イギリス国王の裁可を得ることができなかった²⁾。

連邦政府は国内砂糖産業保護のために、1902年の関税法で、すべての輸入砂糖1トン当たり一律に6ポンドの税金を課したが、同年の物品税法は、国内で消費されるすべての砂糖1トンにつき3ポンドの税を課した。そのうえで、有色人に代わる白人労働者の雇用を促進するために、1903年に「砂糖産業補助金法」(Sugar Bounty Act)を制定し、白人労働者のみを雇用する砂糖生産者に対して、トン当たり2ポンドの補助金を出すこ

1) Doug Hunt, "Exclusive and Unionism," in Ann Curthoys and Andrew Markus eds., *Who Are Our Enemies?: Racism and the Australian Working Class*, Hale and Iremonger, 1978, pp. 87-88.

2) Yarwood, *op. cit.*, p. 18. ヤーウッドは、「日本人にとって物質的には害のないものであった」と解釈しているが、林の抗議の真の狙いはそこにあるのではなく、白人選別主義への反対にあったことは疑いない。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

表 4-8 ヨーロッパ人労働者によって栽培・収穫された砂糖きび (1902-10 年)

年	地域 ^(注)				
	ベーンレー マローチェー	ワイド・ベイ	マカイ エア	インガム モスマン	クイーンズランド 合計
	%	%	%	%	%
1902	83.2	19.7	30.5	4.3	15.4
1903	86.1	25.3	39.0	9.9	25.7
1904	91.0	30.8	43.3	7.4	28.6
1905	93.6	45.1	43.3	7.8	35.4
1906	96.8	80.6	71.0	47.3	69.3
1907	95.2	95.9	85.0	78.2	87.6
1908	97.0	96.6	87.7	76.9	88.6
1909	96.8	97.0	90.2	81.7	89.5
1910	98.4	99.1	92.7	82.5	92.8

(注) 地域名の位置は、つぎのとおりである。最南部の Beenleigh-Maroochy はブリスベン (南緯 27 度 30 分) をはさんで南北に位置し、南緯 27 度 44 分から同 26 度 41 分までの間、Wide Bay は南緯 26 度 59 分から同 25 度 49 分までの間、Mackay-Ayr は南緯 21 度 09 分から同 19 度 34 分までの間、最北部の Ingham-Mossman はケアンズ (南緯 16 度 54 分) をはさんで南北に位置し、南緯 18 度 39 分から同 16 度 27 分までの間である。

(出所) Doug Hunt, "Exclusivism and Unionism," Ann Curthoys and Andrew Markus eds., *Who Are Our Enemies?*, Hale and Iremonger, 1978, p. 92.

ととした¹⁾。その結果、1902 年の物品税のマイナスの影響は緩和され、関税、物品税およびリベートを総合したネットの影響は、白人労働使用の生産者にはトン当たり 5 ポンドの、メラネシアン労働やアジア人労働使用の生産者にはトン当たり 3 ポンドの補助金供与となった。しかし、砂糖産業経営者はこれにはほとんど反応せず、ことに北部地域では補助金の影響はほとんどみられなかった (表 4-8 を参照)。

1906 年に連邦政府は、物品税を 1902 年の消費砂糖トン当たり 3 ポンドから 4 ポンドへ、そして、白人のみを雇用する砂糖きび農場主への補助金を、1903 年の砂糖生産トン当たり 2 ポンドから 3 ポンドへと引き上げた。

1) Ralph Shlomowitz, "The Search for Institutional Equilibrium in Queensland's Sugar Industry 1884-1913," *Australian Economic History Review*, Vol. XIX, No. 2, September 1979, p. 109.

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

表 4-9 クイーンズランドの白人労働と有色人労働による砂糖生産高 (1902-09 年)

年	白人労働による	有色人労働による	合 計	白人労働のみに
	生産高	生産高		による砂糖生産高
	トン	トン	トン	%
1902	12,254	65,581	77,835	15.7
1903	24,406	65,456	89,862	27.2
1904	39,404	105,616	145,020	27.2
1905	50,987	101,362	152,349	33.5
1906	127,539	54,619	182,158	70.0
1907	162,480	22,583	185,063	87.8
1908	132,078	18,322	150,400	87.8
1909 (推計)	133,031	14,722	147,753	90.0

(注) 1902 年から 1906 年は暦年。

(出所) Parliament of the Commonwealth of Australia, *Papers Presented to Parliament*, 1912, Vol. III, pp. 1021 and 1022 より作成。

表 4-9¹⁾は、1906 年以降、白人労働者による砂糖生産高の急増と非白人労働者によるその急減を示している。しかしながら、これは、上記の白人労働者雇用主への補助金増額の成果とは考え難い。なぜならば、1903 年の最初の補助金の効果はきわめて乏しかったし、1906 年法の補助金増額のメリットも、同時に実施された物品税の引き上げによってある程度は相殺されてしまったと推定されるからである。それはむしろ、砂糖産業における労働組合運動の高まりの結果とみられる (後述を参照)。

1906 年には、有色人労働者の白人労働者による代替を大きく促進した (表 4-9 および表 4-10 を参照) と思われる重要な立法があった。1901 年の「太平洋諸島労働者法」は、砂糖産業の彼らへの依存の大きさに配慮して、3 年の猶予つきでカナカ人等の雇用と移住の禁止および帰国の強制を行うこととしたが、1906 年の修正法により、それが強制実施されるに至った。その際、1879 年 11 月以前からのクイーンズランド居住者、継続して 20 年以上の居住者、部族の慣習を犯しての出国や結婚のため帰国が危険を伴

1) 関根, 前掲書, 195 ページ, 表 5-4 への本表数値の引用で, ヨーロッパ人労働者, 非ヨーロッパ人労働者とあるのは誤り。単位は人ではなく, トン。

表4-10 クイーンズランドおよびニューサウスウェールズの白人労働と有色人労働による砂糖生産比率

年	クイーンズランド		ニューサウスウェールズ	
	白人労働	有色人労働	白人労働	有色人労働
1902	14.45%	85.55%	92.72%	7.28%
1908	87.89%	12.11%	93.64%	6.36%

(出所) *Papers Presented to Parliament*, 1912, p. 1022.

う者、高齢者や病弱者等は国外退去の例外とし、それ以外の者に対しては、連邦およびクイーンズランド政府が1人当たり5ポンドの帰国費を支出し、オーストラリアとカナカ人たちの帰る島との間を往来する船舶の利用を許可したので、南太平洋諸島人の帰国は急速かつスムーズに進み、1906年末および1907年初に完了した。3,642人の諸島人が総コスト31,473ポンド（うち17,570ポンドはクイーンズランド政府が支出）をかけて本国へ送還された¹⁾。連邦政府はさらに、先述の白人雇用経営者への補助金として、最初の7年間（1902-09年）に106万681ポンドを支出した。この合計を人々は、白豪政策のために支払ったことになる²⁾。

その結果、1912年までに、有色人労働者によるクイーンズランドの砂糖生産量はわずか4%となった。そこで1912年に王立委員会は、白人労働者による砂糖生産への補助金および物品税の廃止を勧告し、1913年に廃止された。同じ1913年に、クイーンズランド政府は「砂糖耕作法」(Sugar Cultivation Act)を成立させ、書き取りテストに合格したという証明書を持たない有色人労働者および所有主は、砂糖産業に従事することを禁止してしまった³⁾。これは、少数の砂糖きび農場所有者および砂糖工場

1) Willard, *op. cit.*, pp. 182-85.

2) *Ibid.*, pp. 185-86.

3) Marie M. de Lepervanche, *Indians in a White Australia: An account of race, class and Indian immigration to eastern Australia*, Allen & Unwin, 1984, p. 66.

経営者を含む日本人労働者に深刻な打撃を与えた。同証明書を申請した約420人の日本人のうち、357人が発行を受けた¹⁾。しかし、これととも、日本人の残留の短期間の猶予を意味するものにすぎなかった。1919年7月にクイーンズランド産業仲裁裁判所は、折からの労働運動の高まりを受けたオーストラリア労働者組合 (Australian Workers' Union) の申請を受容して、砂糖きびの刈り取り作業への有色人の雇用を全面禁止する裁定を下し、さらに、75エーカー以上の砂糖きび農場でのすべての仕事への有色人種雇用をも禁じた。1920年にこれは45エーカーの農場にまで適用が拡大され、特免証明書を持つ357人の日本人の大多数は閉め出された。ちなみに、1929年の外国人雇用の報告書では、わずか9人の日本人しか記載されていない²⁾。

こうして、砂糖産業における日本人契約労働者および農場所有主・工場経営者は、真珠貝採取業のケースとは全く対照的に、ほぼ完全に排斥されてしまったのである。

(2) 砂糖産業における労働組合運動の高まり

有色人労働者排除促進のもう一つの要因として、砂糖産業における労働組合運動の高まりがある。砂糖産業における白人労働者の比率の高まりをみてクイーンズランドの労働運動指導者は、労働者の組合への組織化の可能性の高まりを認識した。彼らは労働者を説得し、同時に、白人労働者の質に不満の強い砂糖産業の農場主や工場経営者を納得させるために宣伝活動を展開した。1905年に、マカイとケアンズではほぼ同時に、最初の労働組合が組織された。こうした労働者の組合組織化は、白人労働者の増加を促すとともに、労働条件について白人と有色人との対立を強め、有色人の排除を促進した³⁾。

1) シソンス夫人、前掲訳、31ページ。

2) 前掲訳、33ページ。

3) Hunt, *op. cit.*, pp. 89-90.

前にも触れたが、表4-9にみられるように、1906年以降、砂糖生産高における白人労働比率の急増と、有色人労働比率の急減が明らかであり、1906年に白人の寄与率は前年の33.5%から70%へと大きく高まり、非白人のそれは66.5%から30.0%へと急減した。翌1907年には、前者は87.8%へとさらに高まり、後者は12.2%へとさらに低下した。こうして1909年には、白人による砂糖生産は全体の90.0%となり、非白人の10.0%を圧倒するに至ったのである。これは、先述の白人雇用農場主への補助金増額という政府立法の影響によるものではなく、砂糖産業における白人労働者の労働組合組織化の進展、それに伴う白人労働者の増加、それによって生じた労働条件をめぐる白人労働者と有色人労働者の対立の激化、その結果としての有色人排斥の促進によるものと考えられる。「有色人労働者から白人労働者へ大幅に転換した1906-07年の時期は、オーストラリアの労働者を組合に組織化しようという試みが初めてみられた時期でもあったことは、単なる偶然の一致ではなかった¹⁾」と、歴史学のサウンダース教授も述べている。

実際に、1906-07年の間に白人労働者の急増と非白人労働者の排除が急速に進んだが、これは砂糖産業で労働組合が各地で設立された時期でもあった。モスマン (Mossman)、イニスフェイル (Innisfail)、インガム (Ingham)、エア (Ayr)、プロサパイン (Proserpine) の北部各地やバンドバーグ (Bundaberg)、チルダズ (Childers) の南部各地で砂糖労働者組合が形成され、ゆるい連合組織「オーストラリア砂糖労働者組合」(Australian Sugar Workers' Union) が結成された。そのメンバーは白人に限られ、1910年には3,000人を超えた。ただ、それでも、この組合メンバーは全白

1) Kay Saunders, "Masters and Servants," in Curthoys and Markus eds., *op. cit.*, p. 100.

人労働者の6分の1にすぎなかった¹⁾。

こうした労働組合運動の高まりはしだいに政治的影響力を強め、ついにはクイーンズランド政府に、日本人労働者排斥に決定的となった立法を迫るに至るのである。前項の政府立法の最後の部分で述べたように、1913年の「砂糖耕作法」、1919年の有色人雇用全面禁止の裁定、1929年のその強化へと有色人排斥の条件整備が進み、他の有色人とともに日本人労働者も全面的に排除されるに至ったのである。

V お わ り に

1851年に始まったゴールドラッシュへ向けて、1854年頃から大量の中国人金鉱掘り(diggers)が流入したが、白人金鉱掘りとの異質性に基づく人種的偏見や白人の賃金水準低下の恐れから中国人排斥の白豪主義が台頭し、それはその後拡大の一途を辿った。その拡大は、二つの内容を意味している。一つは「地域的拡大」である。ゴールドラッシュの発祥地のビクトリア、ニューサウスウェールズ、および近隣の南オーストラリアの「南部植民地」から、ゴールドラッシュの移行とともに西オーストラリア、クイーンズランド、ノーザンテリトリーの「北部植民地」へ、そしてさらにゴールドラッシュとは無関係のタスマニアへと、それは「オーストラリア全土」に拡大していった。もう一つは「排斥対象民族の拡大」である。ゴールドラッシュの直接当事者の中国人から、ゴールドラッシュへの関与はなかったインド人、カナカ人、そして日本人を含む「有色人全体」へと、それは拡大していった。その結果、オーストラリア北部の日本人契約労働者も、中国人同様に排斥の対象となったのである。

白豪政策の日本人への適用とその特例の実際をみると、真珠貝採取業と

1) Hunt, *op. cit.*, pp. 92-93.

砂糖きび農場とでは大きな相違がみられた。真珠貝採取業では、オーストラリア政府は白人による代替を模索、試行したが、結局は日本人ダイバーの優秀性の認知と代替不可能性の確認に終わり、日本人ダイバーを第2次大戦時まで、法律に反しても重用せざるをえなかった。一方、砂糖産業では、政府の白人による代替促進の諸立法と労働組合運動の高揚により、カナカ人の追放から日本人の駆逐へと進み、有色人労働者の排除と白人労働者による代替が完全に達成された。

1901年の移住制限法以後、日本人の一時入国許可はごく少数者に限られた。(1)真珠貝採取業のダイバーおよび船員として雇用される者で、雇用契約を更新された場合、および(2)国際貿易従業員で、毎年の手続き更新により許可された者、のみであった。(2)に属する巨大な適用除外例の一つとして、高須賀穰のケースがある。

高須賀穰は輸入貿易に従事するために、1905年に妻と2人の子供とともにオーストラリアに入国することができ、そのまま無期限に滞在した。彼は慶応義塾大学を卒業後アメリカの大学でも学んでいたからテスト免除証明書を受け、白豪政策のもとで12カ月の入国許可を得た。程なく彼は、最初の輸入商から農業に転じることとし、マリー川沿いのスワン・ヒル(Swan Hill)近くの200エーカーの小農地の借地について、米栽培を条件にビクトリア政府を説得し、許可された。彼は日本から取り寄せた種子をオーストラリアの地に稔らせ、1915年11月には終身借地契約が正式に下付された。1924年に政府は、滞在延期のための毎年の申請書提出の重荷から一家を解放した。しかし、彼の家族の生活は決して楽なものではなかった¹⁾。

白豪政策の日本人への適用については、上述の真珠貝ダイバーの不可避

1) 以上については、つぎの文献を参照。Meaney, *op. cit.*, pp. 80-82, シンズ夫人, 前掲訳, 35 ページ, ほか。

白豪主義の台頭・拡大と日本人契約労働者

の特例や高須賀種にみる実力による特例の存在が明らかである。このように、白豪主義が排斥の対象を中国人から日本人へ拡大することにより、中国人の場合には存在しなかった例外に遭遇し、かえって排斥の徹底化が困難になるという自己矛盾を生じたといえよう。

〔付記〕

本稿執筆のための資料収集に際し、福島大学の村上雄一助教授、本学オーストラリア研究所事務係の田中亜紀子氏に大変お世話になった。ここに記して、謝意を表したい。

(2006年3月20日受理)